

## 令和7年台風15号に伴う竜巻等災害の対応について

### 1 概要

令和7年9月5日に発生した台風15号は、市内各所で強風や突風、局地的な豪雨をもたらし、図書館施設においても停電や雨漏りなどの被害が確認された。これに伴い、臨時休館を含む緊急対応を行うとともに、被災した利用者への支援体制を整備するため、新たに要綱を策定し対応した。

### 2 被害状況

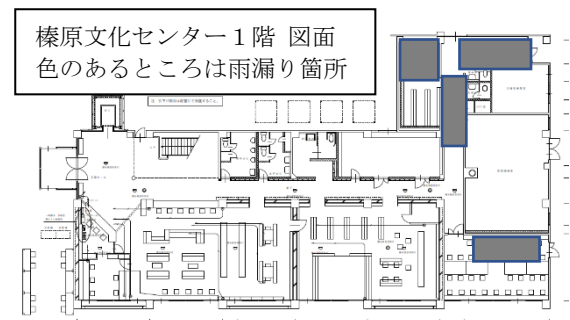
発生日時：令和7年9月5日13時頃

被害内容：

「いこっと」館内の窓付近で雨漏り発生

「いろ葉」館内複数箇所雨漏り発生

停電により1日半の臨時休館



### 3 図書館としての対応

#### (1) 臨時休館

「いろ葉」は停電のため、9月5日13時から9月6日にかけて休館。

休館期間中、職員により雨漏り箇所の応急処置、清掃、館内設備の安全点検を実施し、利用者受け入れに向けた環境整備を行った。

#### (2) 被災利用者への支援

・復電後、9月7日より通常どおり開館。

・停電の影響から、館内コンセントを利用してスマートフォンや携帯発電機の充電を希望する市民が多数来館した。

・台風により貸出資料が水濡れした利用者が確認されたため、「牧之原市立図書館資料の弁償免除に関する取扱要綱」を新たに策定し、被災者の負担軽減を図った。

※対応件数：5名・6冊

・榛原文化センターが避難所として開設されたことから、図書館カウンターにおいて被災者への情報提供や相談対応を行った。

### 4 今後の課題と対応方針

・雨漏り箇所の修繕。

・災害発生時の対応手順をより明確化するため、図書館の災害対応マニュアルを見直し、職員間での共有を図る。

牧之原市立図書館資料の弁償免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、牧之原市立図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第20号）第6条の規定に基づく損害賠償のうち、図書館が保有する資料（以下「資料」という。）の弁償の免除について必要な事項を定めるものとする。

(弁償の免除)

第2条 図書館長（以下「館長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料の弁償を免除することができる。

- (1) 火災により資料を焼失した場合
- (2) 自然災害により資料の紛失、汚損又は破損（以下「紛失等」という。）をした場合
- (3) 盗難等の事件による被害により、資料を紛失等した場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、利用者の責めに帰することのできない理由により資料を紛失等したと館長が認める場合

2 前項の規定により免除を受けようとする利用者は、資料を焼失及び紛失等した理由が確認することができる書類を提示し、弁償免除申請書（様式第1号）を館長に提出し、その承認を受けるものとする。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか、資料の弁償免除に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和7年9月5日から適用する。